

さいたま市告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
浦和東訪問看護ステーション	さいたま市緑区原山4-21-17	訪問看護	R8.3.2
そよ風定期巡回さいたま南	さいたま市南区文蔵2-13-10 上松ビル1階	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	R8.3.31